

○奈良県営競輪あり方検討委員会規則

平成二十四年十二月二十八日

奈良県規則第六十三号

奈良県営競輪あり方検討委員会規則をここに公布する。

奈良県営競輪あり方検討委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、奈良県営競輪あり方検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項について多様な意見を聴取し、検討を行う。

- 一 奈良県営競輪事業(以下「県営競輪」という。)の経営改善策に関する事項
- 二 県営競輪の存廃を含めた今後のあり方に関する事項

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の意見を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、産業・雇用振興部地域産業課及び奈良県営競輪場において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第四条の規定にかかわらず、平成二十六年九月十九日までとする。